

公 示

下記のとおり、漁業法第 64 条第 5 項の規定に基づき海区漁場計画に関する公聴会及び第 412 回香川海区漁業調整委員会を開催する。

令和 7 年 11 月 19 日

香川海区漁業調整委員会
会長 北尾 登 史郎

記

(公聴会)

1. 年 月 日 令和 7 年 12 月 16 日 (火)
午前 10 時 00 分～10 時 30 分

2. 場 所 高松市サンポート 1 番 1 号
高松港旅客ターミナルビル 7 階会議室

3. 公聴すべき案件
海区漁場計画の変更について

4. 公述の申し込み
公聴会において意見を述べようとする者（公述者）は、所属、氏名、及び発言内容の要旨を文書で令和 7 年 12 月 12 日（金）までに当委員会事務局へ提出してください。

5. 公述者の範囲

- 1 漁業権者
- 2 入漁権者
- 3 漁業権漁業の経営者
- 4 漁業協同組合関係者
- 5 その他利害関係のある者

注) 上記案件（海区漁場計画変更案）については、香川県水産課（香川海区漁業調整委員会）HP を確認するか、地元の各漁業協同組合事務所、市役所、町役場、香川県農政水産部水産課及び同課内の香川海区漁業調整委員会事務局のうち、最寄りの場所に問合せ又は閲覧されたい。

(委員会)

1. 年 月 日 令和7年12月16日(火)
午前10時30分～11時30分
(公聴会の状況によって開始時間が早まる可能性があります。)
2. 場 所 同 上
3. 議 題
 - 1) 海区漁場計画の変更について(答申)
 - 2) 令和7年度連合海区漁業調整委員会について(協議)
 - 3) 第51回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について(報告)
 - 4) 漁業権における資源管理の状況等の報告について(報告)
 - 5) その他